

逐条解説会社法・第 1 巻・第 2 巻・第 4 巻  
平成 21 年 3 月会社法施行規則・会社計算規則改正に対応する変更事項

平成 21 年 3 月に公布された会社法施行規則・会社計算規則の改正により、本シリーズの既刊書「第 1 巻 総則・設立」「第 2 巻 株式・1」「第 4 巻 機関・2」の記述のうち、以下の点に条文の変更が行われました。

〔第 1 巻 総則・設立〕

19 頁上から 14 行目 会計規 177 条 (旧) → 会計規 149 条 (新)  
下から 10 行目 会計規 48 条 1 項 1 号 2 号 (旧) → 会社計算規則 25 条 1 項 1  
号 2 号 (新)

\*従来の会社計算規則第 48 条は、平成 21 年 3 月改正により第 25 条になるとともに、以下のように内容が変更されています (下線部の削除)。

〔変更前条文〕

第 48 条 (略)

- 一 法第 448 条の規定により準備金 (資本準備金に限る。) の額を減少する場合 (同条第 1 項第 2 号に掲げる事項を定めた場合に限る。) 同号の資本金とする額に相当する額
- 二 法第 450 条の規程により剰余金の額を減少する場合 同条第 1 項第 1 号の減少する剰余金の額 (その他資本剰余金に係る額に限る。) に相当する額

2 (略)

〔変更後条文〕

第 25 条 (略)

- 一 法第 448 条の規定により準備金の額を減少する場合 (同条第 1 項第 2 号に掲げる事項を定めた場合に限る。) 同号の資本金とする額に相当する額
- 二 法第 450 条の規定により剰余金の額を減少する場合 同条第 1 項第 1 号の減少する剰余金の額に相当する額

2 (略)

44 頁上から 1 行目 会計規 2 条 3 項 20 号 (旧) → 会計則 2 条 3 項 19 号 (新)  
上から 4 行目 会計規 95 条 (旧) → 会計規 63 条 (新)

58 頁下から 5 行目～ 59 頁上から 13 行目 会社法施行規則第 124 条は、平成 21 年 3 月の改正で以下のように条文が変更されています。

〔変更前条文〕

(社外役員を設けた株式会社の特則)

第 124 条 (略)

- 一 社外役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。  
次号から第 5 号までにおいて同じ。）が他の会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）の業務執行取締役，執行役，業務を執行する社員若しくは法第 598 条第一項の職務を行うべき者（他の会社が外国会社である場合にあっては，これらに相当するもの。第三号において同じ。）又は使用人であるときは，その事実及び当該株式会社と当該他の会社との関係（重要でないものを除く。）
- 二 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは，その事実（重要でないものを除く。）
- 三 社外役員が当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行取締役，執行役，業務を執行する社員若しくは法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者，三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを当該株式会社が知っているときは，その事実（重要でないものを除く。）

四～九 (略)

[変更後条文]

(社外役員を設けた株式会社の特則)

第 124 条 (略)

- 一 社外役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。  
次号から第 5 号までにおいて同じ。）が他の法人等の業務執行取締役，執行役，業務を執行する社員若しくは法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが第 121 条第 7 号に定める重要な兼職に該当する場合は，当該株式会社と当該他の法人との関係
- 二 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが第 121 条 7 号に定める重要な兼職に該当する場合は，当該株式会社と当該他の法人等との関係
- 三 社外役員が当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行取締役，執行役，業務を執行する社員若しくは法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者，三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを当該株式会社が知っているときは，その事実（重要でないものを除く。）

四～九 (略)

62 頁下から 10 行目 会社法施行規則第 34 条は，平成 21 年 3 月の改正で以下のように条文が変更されています（なお，改正の趣旨等の詳細は，第 3 巻・188 条の解説・9 頁以下を参照）。

[改正前条文]

(単元株式数)

第 34 条 法第 188 条第 2 項に規定する法務省令で定める数は，1000 とする。(旧)

[改正後条文]

(単元株式数)

第 34 条 法第 188 条第 2 項に規定する法務省令で定める数は，1000 及び発行済株式の

総数の 200 分の 1 に当たる数とする。(新)

65 頁上から 2 行目	会計規 177 条 3 号(旧)→会計規 149 条 3 号 (新)
3 行目	会計規 177 条 4 号(旧)→会計規 149 条 4 号 (新)
下から 13 行目	会計規 163 条(旧)→会計規 135 条 (新)
68 頁上から 3 行目	会計規 77 条 1 号ロ(旧)→会計規 46 条 1 号ロ (新)
275 頁上から 4 行目	会計規 106 条 3 項 5 号(旧)→会計規 74 条 3 項 5 号 (新)
374 頁下から 3 行目	会計規 48 条 2 項 4 号(旧)→会計規 25 条 2 項 4 号 (新)
1 行目	会計規 47 条 3 項(旧)→会計規 24 条 3 項 (新)
378 頁下から 1 行目	会計規 44 条 1 号(旧)→会計規 21 条 1 号 (新)

## 〔第 2 卷 株式・1〕

58 頁上から 10 行目 会施規 20 条 1 項 5 号ハ (旧) →会施規 20 条 1 項 6 号ハ (新)

「83 頁下から 3 行目～下から 1 行目」および「101 頁下から 10 行目～下から 7 行目」  
会社法施行規則に以下の改正が行われたため記述が変更になります。

〔改正後条文〕

(種類株式の内容)

第 20 条 (略)

一 ～三 (略)

四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること 法第 107 条第 2 項第 1 号イに掲げる事項〔新設。以下号数を繰り下げる〕

五～八 (略)

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること 法第 108 条第 2 項第 9 号イ及びロに掲げる事項〔新設〕

2 (略)

〔記述の変更・83 頁〕

③取締役会による権利内容の決定

譲渡制限株式の内容として、一定の場合に譲渡の承認があったとみなすこととするときは、その一定の場合の要綱のみを定款に定め、細目については発行時まで取締役会が定めるものとすることができる(本条 3 項、会施規 20 条 1 項 4 号)。〔全部差替え〕

〔記述の変更・101 頁〕

③取締役会による権利内容の決定

取締役・監査役の選任に関する種類株式について定款に定めるべき事項のうち、種類株主総会において選任することとする取締役または監査役の数(他の種類株主と共同で選任する場合には共同して選任する数)以外の事項は、その要綱のみを定款に定め、細目につ

いては発行時までに取り締役会が定めるものとする事ができる（本条 3 項，会施規 20 条 1 項 9 号）。〔全部差替え〕

87 頁下から 5 行目 会施規 20 条 1 項 4 号（旧）→会施規 20 条 1 項 5 号（新）

91 頁上から 3 行目 会施規 20 条 1 項 5 号（旧）→会施規 20 条 1 項 6 号（新）

94 頁上から 1 行目 会施規 20 条 1 項 6 号（旧）→会施規 20 条 1 項 7 号（新）

98 頁下から 14 行目 会施規 20 条 1 項 7 号（旧）→会施規 20 条 1 項 8 号（新）

187 頁上から 2 行目 会計規 145 条・151 条（旧）→会計規 117 条・123 条（新）

257 頁上から 7 行目 会施規 22 条 2 項 2 号～4 号（旧）→会施規 22 条 2 項 2 号～5 号（新）

292 頁下から 13 行目 会計規 2 条 3 項 72 号（旧）→会計規 2 条 3 項 51 号（新）  
9 行目 会計規 186 条 4 号ロ（旧）→会計規 158 条 4 号ロ（新）

294 頁上から 4 行目 会計規 2 条 3 項 23 号・106 条 3 項 1 号ニ 4 号イ・113 条 1 項（旧）  
→会計規 2 条 3 項 22 号・74 条 3 項 1 号ヘ 4 号イ・82 条 1 項（新）  
9 行目 会計規 134 条 9 号（旧）→会計規 103 条 9 号（新）  
11 行目 会計規 127 条 9 項 1 号ロ（旧）→会計規 96 条 9 項 1 号ロ（新）  
下から 3 行目～2 行目 「必要，かつ，不可欠」→「必要かつ不可欠」

359 頁下から 3 行目～2 行目 会計規 108 条 2 項 5 号・127 条 3 項 9 項・136 条 2 号（旧）  
→ 会計規 76 条 2 項 5 号・96 条 3 項 1 号ホ 9 項・105 条 2 号（新）

362 頁下から 2 行目 会社法施行規則 27 条に第 8 号が加えられ，法務省令で定める場合を 8 項目とする改正が行われた。なお，これにより，本書 364 頁下から 10 行目以下の指摘に應えるかたちで，明文の規定が置かれることとなった。

〔改正後条文〕

（自己の株式を取得することができる場合）

第 27 条（略）

一～七（略）

八 その権利の実行に当たり目的を達成するために当該株式会社の株式を取得することが必要かつ不可欠である場合（前号各号に掲げる場合を除く。）〔新設〕

369 頁下から 7 行目 会計規 108 条 2 項 5 号（旧）→会計規 76 条 2 項 5 号（新）

- 下から 1 行目～ 370 頁上から 1 行目 会計規 127 条 3 項 1 号ホ 2 号ホ 7 項 9 項 1 号  
(旧) → 会計規 96 条 3 項 1 号ホ 2 号ホ 7 項 9 項 1 号 (新)
- 370 頁上から 2 行目 会計規 136 条 2 号 (旧) → 105 条 2 号 (新)
- 381 頁上から 4 行目～ 5 行目 会計規 179 条 (旧) → 会計規 151 条 (新)
- 397 頁下から 3 行目 会計規 2 条 3 項 72 号 (旧) → 会計規 2 条 3 項 51 号 (新)
- 414 頁上から 6 行目 会計規 91 条 1 項 (旧) → 会計規 59 条 1 項 (新)  
下から 13 行目～ 12 行目 会施規 20 条 1 項 4 号 (旧) → 会施規 20 条 1 項 5 号 (新)
- 416 頁上から 11 行目 会計規 187 条 10 号 (旧) → 会計規 159 条 10 号 (新)
- 425 頁下から 8 行目～ 7 行目 会計規 108 条 2 項 5 号・47 条 1 項 (旧)  
→ 会計規 76 条 2 項 5 号・24 条 1 項 (新)  
3 行目 会計規 38 条 (旧) → 会計規 15 条 (新)
- 426 頁上から 1 行目 会計規 38 条 2 項・186 条 1 項 9 号 (旧) → 会計規 15 条 2 項・158  
条 1 項 9 号 (新)
- 433 頁下から 7 行目及び下から 2 行目 会施規 20 条 1 項 5 号ハ (旧) → 会施規 20 条 1 項 6  
号ハ (新)
- 435 頁上から 12 行目 会社法施行規則 20 条 1 項 5 号ハ (旧) → 会社法施行規則 20 条 1  
項 6 号ハ (新)  
下から 6 行目 会施規 20 条 1 項 5 号ハ (旧) → 会施規 20 条 1 項 6 号ハ (新)
- 439 頁下から 1 行目から 440 頁上から 1 行目 会計規 187 条 11 号 (旧) → 会計規 159  
条 11 号 (新)
- 448 頁上から 9 行目 会計規 187 条 4 号 (旧) → 会計規 159 条 4 号 (新)
- 482 頁下から 11 行目 会社計算規則 36 条以下 (旧) → 会社計算規則 13 条以下 (新)
- 496 頁上から 3 行目 会社計算規則 36 条以下 (旧) → 会社計算規則 13 条以下 (新)
- 504 頁上から 12 行目 会計規 36 条 2 項 5 号 (旧) → 会計規 13 条 2 項 5 号 (新)
- 508 頁上から 2 行目 会計規 36 条 2 項 5 号 (旧) → 会計規 13 条 2 項 5 号 (新)

3 行目 会計規 39 条 1 項 (旧) → 会計規 16 条 1 項 (新)

〔第 4 卷 機関・1〕

40 頁下から 8 行目 会計規 91 条 2 項 (旧) → 会計規 59 条 2 項 (新)

83 頁上から 5 行目 「そして」の前に、次の文章を追加する。

〔追加〕

次に、会社法施行規則の改正により、株主総会参考書類には、当該議案の「提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む）」を記載することが要求されるようになった（新会施規 73 条 1 項 2 号）。

会社法施行規則 74 条から 92 条までの規定では、取締役が提出する役員を選解任や報酬等の一定の議案については、その提案理由などが株主総会参考書類の記載事項として定められているが、それら以外の取締役の提出議案については、議案の提案理由を記載事項とする旨の規定はなかった。しかし、株主総会参考書類は、株主総会に出席しない株主であっても、その記載事項に基づいて議案の賛否を判断することができるようなものにしなければならないことから、実務では、これまで、会社法施行規則上その提案理由が記載事項とされていない議案についても、取締役がその議案の性質に応じて、議案を提案した理由や目的、趣旨等を可能な範囲で適宜記載することが一般的である。そこで、新会社法施行規則 73 条 1 項 2 号は、取締役が提出するすべての議案について、「提案の理由」を株主総会参考書類の記載事項とすることとした（大野晃宏＝小松岳志ほか「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令の解説」商事 1862 号 18 頁）。

提案理由の記載が要求されるのは、取締役の提出に係る議案に限られ（新会施規 73 条 1 項 2 号かっこ書前段）、株主が提出する議案は含まれない。また、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案（会社 171 条 3 項・180 条 3 項・190 条・199 条 3 項・200 条 2 項・238 条 3 項・239 条 2 項・361 条 2 項・467 条 2 項 1 項 3 号・795 条 2 項 3 項）の場合における当該説明すべき内容も、提案理由として扱われる（新会施規 73 条 1 項 2 号かっこ書後段）。

すでに多くの会社では、従前から、提案理由の株主総会参考書類への記載が行われてきているので、今回の改正による影響はきわめて小さいと言ってよい。

83 頁上から 10 行目 会施規 82 条～84 条 (旧) → 会施規 82 条～84 条の 2 (新)

84 頁上から 9 行目～10 行目 会施規 73 条 2 項 (旧) → 会施規 73 条 3 項 (新)

570 頁上から 2 行目～3 行目 会社計算規則 187 条 2 号ハ 6 号ハ 8 号ハ 9 号イ (3) ロ (3) ハ (3) (4) ニ (3) (4) 11 号ニホ (旧) → 会社計算規則 159 条 2 号ハ 6 号ハ 8 号ハ 9 号イ (3) ロ (3) ハ (3) (4) ニ (3) (4) 11 号ニホ (新)

以上